

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田正純

徳島県条例第四号

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事等の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第二条 知事等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の知事等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和七年十二月一日から適用する。
- 3 第一条の規定による改正前の知事等の給与に関する条例の規定に基づいて令和七年十二月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に知事等に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。